

津市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 22 年 2 月 17 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定により策定した津市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の推進に関し広く意見等を聴くため、津市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の取組状況に対する評価及び提言に関すること。
- (2) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。